

平成29年度
自動車局税制改正要望の概要

平成28年8月
国土交通省自動車局

平成29年度自動車局税制改正要望事項

1. 車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

平成 28 年度与党税制改正大綱等及び「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」に沿って、以下の方向で所要の見直しを行う。

- ① 自動車取得税については、消費税率 10%への引上げ時に廃止する。
- ② 自動車重量税のエコカー減税、自動車取得税のエコカー減税及び各種特例措置並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長するとともに、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る。
- ③ 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。
- ④ 平成 30 年排出ガス規制の導入に伴い、必要な措置を講ずる。

2. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の拡充・延長(中小企業投資促進税制)

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量 3.5t 以上)、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度について、対象設備を拡充の上、2 年間延長する。

3. 軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置

(自動車重量税・自動車取得税等)

本年 1 月の軽井沢スキーバスの事故を受け、貸切バス事業について、安全・安心な輸送サービスの提供を図るため、貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する税制上の所要の措置を検討する。

4. 液化石油ガス車(LPG車)のエコカー減税等への追加

(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)

液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車のうち環境性能の優れたものを、エコカー減税及びグリーン化特例の対象車両に追加する。

5. その他

(1) 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、燃料電池自動車(FCV)及び圧縮天然ガス(CNG)自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準に関する特例措置の適用期限を2年間延長する。

(2) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長(法人税・法人住民税・事業税)

中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援するため、貸倒引当金の特例措置の適用期限を2年間延長する。

(3) 被災自動車の代替取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税)

東日本大震災により滅失等した被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年間延長する。

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

平成28年度与党税制改正大綱等及び「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」に沿って、以下の方向で所要の見直しを行う。

- 自動車重量税のエコカー減税、自動車取得税のエコカー減税及び各種特例措置並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長するとともに、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

【消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置】（平成28年8月2日 自由民主党・公明党）（抜粋）

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成31年10月1日に延期する。

(1) 自動車重量税のエコカー減税（H28年度まで）

現行の自動車重量税の税額

【重量車】	減税対象外 (車両総重量 1tごと)	エコカー減税適用(※)				電気 自動車等
		平成27年度燃費基準				
		達成	+5%達成	+10%達成	+15%達成	
営業用	2,600円	▲25%	▲50%	▲75%	初回車検:免税 2回目車検:免税	
自家用	4,100円					

(2) 自動車取得税のエコカー減税（H28年度まで）

現行の自動車取得税の税率

【重量車】	減税 対象外	エコカー減税適用				電気 自動車等
		平成27年度燃費基準				
		達成	+5%達成	+10%達成	+15%達成	
営業用	2%	1.2%	0.8%	0.4%	0%	
自家用	3%	1.8%	1.2%	0.6%	0%	

※本則税率(車両総重量1tごと2,500円)から、環境性能区分に応じて減免

(3) 自動車取得税の各種特例措置（H28年度まで）

	条例バス特例	バリアフリー特例	ASV特例
制度の概要	措置: 非課税 対象: 生活交通路線を運行する乗合バス	措置: 取得価額から最大1,000万円控除 対象: 下記の車両	措置: 取得価額から最大525万円控除 対象: ASV装置を備えるバス・トラック
		 ←ノンステップバス  ↑リフト付きバス  ←UDタクシー	 衝突被害軽減ブレーキ (レーダーでの監視により、追突する又は追突する可能性が高いと車両が判断すると自動的にブレーキが作動)

(4) 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（H28年度まで）

現行の自動車税の税額

【重量車】	特例対象外 (最大積載量 1t超2t以下)	特例適用
		電気 自動車等
営業用	9,000円	▲75%
自家用	11,500円	

現行の軽自動車税の税額

【軽自動車】 (乗用車)	特例対象外	特例適用		電気 自動車等
		平成32年度燃費基準		
		達成	+20%達成	
営業用	6,900円	▲25%	▲50%	▲75%
自家用	10,800円			

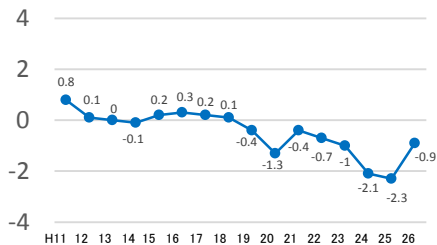
中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の拡充・延長 (中小企業投資促進税制)(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度について、対象設備を拡充の上、2年間延長する。

施策の背景

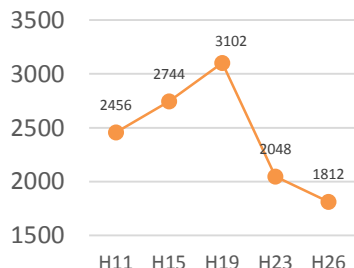
長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック運送業の経営は低迷。これに伴い、トラック車両の平均使用年数は増加傾向。

トラック運送事業者 営業利益率の推移



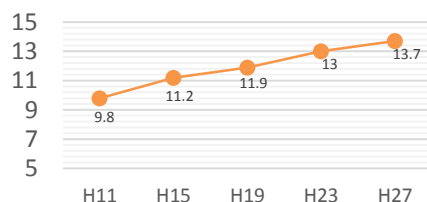
資料: 全日本トラック協会「経営分析報告書」

貨物輸送トンキロ(単位: 億トンキロ)



資料: 国土交通省「自動車輸送統計年報」(H26年度)

トラックの平均使用年数(単位: 年)



資料: 車種別の平均使用年数推移表(平成27年)

政策の目標

トラック運送業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化



- ・トラック車両の代替促進を通じ、トラック運送事業者の設備投資を促進
- ・幅広い関連業界への経済波及効果(※)を通じて中小企業の景気回復及び国民生活や経済活動の円滑化に寄与

※物流コストの抑制のほか、新たな設備(車両、関連機器等)投資にもつながっている。【H28トラック協会アンケート調査】

要望の概要

- 現行の措置について、対象設備を拡充の上、2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)延長する。

現在の特例措置概要

- 【特例内容】
取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除
- 【対象設備】
トラック、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置 (自動車重量税・自動車取得税等)

本年1月の軽井沢スキーバスの事故を受け、貸切バス事業について、安全・安心な輸送サービスの提供を図るため、貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する税制上の所要の措置を検討する。

施策の背景

- 本年1月の軽井沢町でのスキーバス事故では、貸切バス車両の乗員・乗客15名が亡くなった。
- 貸切バスは年間3億2千万人以上の人々に利用されているが、特に車両総重量12tを超える大型バス車両においては多くの旅客を乗せて長距離を走行するため、一度事故が発生すると大きな被害をもたらすリスクが高い。
- 最新型の大型バス車両には全て衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の装置が搭載されるなど、ハード面での安全対策が着実に進歩しているところであるが、バス車両の平均使用年数は増加傾向にあり、古い車両が使われ続けている実態にある。
- このため、事故発生時の被害軽減を図る上で、新車の導入促進を図ることが有効な対策である。

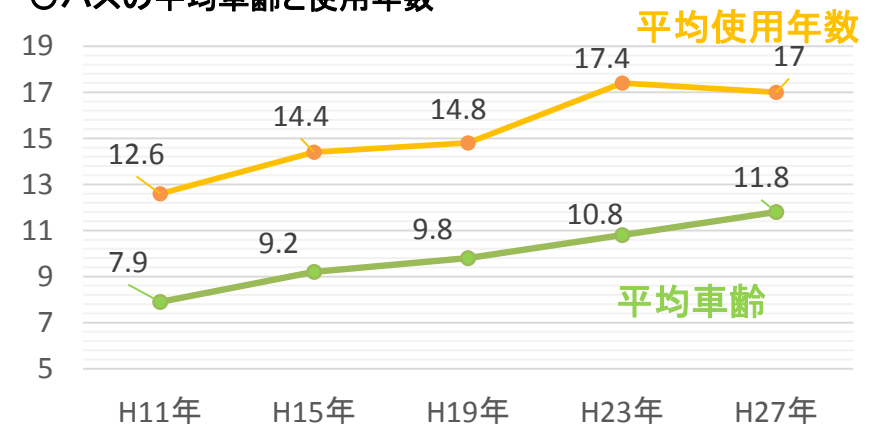


安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

- (1)貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化
- (2)法令違反の早期是正、不適格者の排除等
- (3)監査等の実効性の向上
- (4)旅行業者、利用者等との関係強化
- (5)ハード面の安全対策による事故防止の促進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会とりまとめ(平成28年6月3日)

○バスの平均車齢と使用年数



(一財)自動車検査登録情報協会調べ

要望の概要

貸切バス事業全体の安全性の向上を図るため、貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する税制上の所要の措置を検討する。

液化石油ガス(LPG車)のエコカー減税等への追加 (自動車重量税、自動車取得税、自動車税)

液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車のうち環境性能の優れたものを、エコカー減税及びグリーン化特例の対象車両に追加する。

施策の背景・目的

- 液化石油ガス(LPG)はプロパンを主成分とする液化混合ガスであり、ガソリンより安いいため主にタクシーに用いられている。
- 平成29年秋目途に、従来のLPG車と比べて大幅に環境性能を向上させたLPG車(ハイブリッド)が発売される予定。

<従来のLPG車とLPG車(ハイブリッド)の環境性能比較>

	1km走行時のCO ₂ 排出量(g)	①平成32年度燃費基準達成レベル	②低排出ガス認定レベル	エコカー減税減免レベル(※)
従来のLPG車(クラウンコンフォート)	171	未達成	☆☆☆☆	対象外
最新のLPG車(ハイブリッド)(JAPANタクシー)	90	+20%超過	☆☆☆☆	対象外
最新のガソリン車(ハイブリッド)(シエンタ)	85	+40%超過	☆☆☆☆	免税



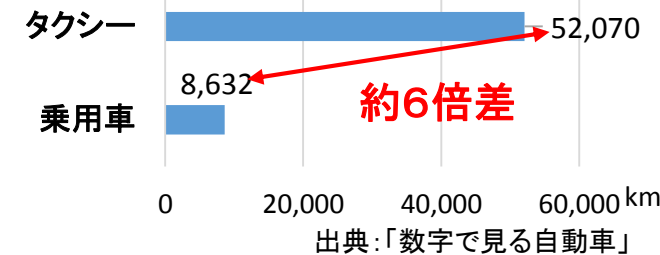
平成29年秋目途に発売予定のLPG車(ハイブリッド)(JAPANタクシー)

※現行のエコカー減税では①と②の達成状況に応じて減免レベルを判定。
なお、現行の制度ではLPG車は、①と②の達成状況を問わず、減免の対象外。

- 「地球温暖化対策計画」(本年5月閣議決定)において平成42年度の温室効果ガスを平成25年度比26%削減するとされている。
- タクシーは自家用乗用車の約6倍の距離を走行するため、タクシー車両での環境性能の優れた車両への代替は環境負荷低減の効果が大きい。

JAPANタクシーは、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる「ユニバーサルデザイン(UD)タクシー」となる見込み。2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたユニバーサルデザインの推進にも貢献することが期待される。

<乗用車及びタクシーの平均年間走行距離>



要望の概要

エコカー減税・グリーン化特例の対象車両

<現行>
ガソリン車、ディーゼル車、電気自動車等



<要望>
LPG車を追加

低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

燃料電池自動車 (FCV) 及び圧縮天然ガス (CNG) 自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準に関する特例措置の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

- 平成42年度温室効果ガスについて平成25年度比26%削減を目標とする (「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定))。
- 「次世代自動車については、2030年(平成42年)までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や**水素ステーションの整備を進める。**」 (「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定))
- 「輸送手段のエネルギーセキュリティ(C・LNG 車両の普及)を進める。その一環として、**天然ガス等の供給も可能なレジリエンスステーション(仮称)の普及**等も効果的である。」 (「国土強靱化アクションプラン2016」(平成28年5月国土強靱化推進本部決定))

※次世代自動車: 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等

FCVと水素ステーションの普及シナリオ

○現在
・水素ステーション 86か所

○2020年(平成32年)頃
・FCV4万台程度
・水素ステーション 160か所程度

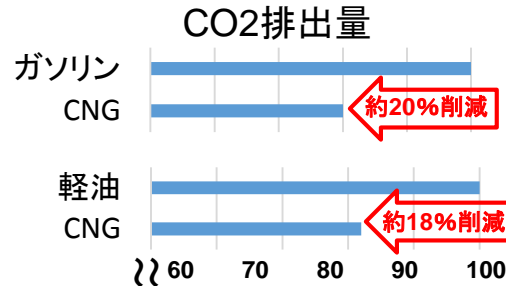
○2025年頃(平成37年)
・FCV20万台程度
・水素ステーション320か所程度
⇒2020年代後半に自立化

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の輸送手段として活用

※「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(H28.3.22改訂)

CNG自動車の環境性能

CO2排出量がガソリン車やディーゼル車に比べて少ない。



※天然ガス自動車の普及に向けて2015」(日本ガス協会)

大型CNGトラック導入によるステーション自立化への期待

平成28年秋本格販売開始

<1台あたりの年間ガス消費量比較>

	小型トラック (例: いすゞ エルフ)	大型トラック (例: いすゞ ギガ)
1台あたりの年間のガス消費量 (日本ガス協会試算)	4,000m ³	40,000m ³
	約10倍	

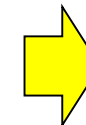
要望の概要

燃料電池自動車 (FCV) 及び圧縮天然ガス (CNG) 自動車に係る燃料等供給設備 (水素充填設備、天然ガス充填設備) の固定資産税の課税標準を最初の3年間2/3とする。

燃料等供給設備に係る特例措置

対象となる設備の取得評価額

天然ガス充填設備 : 4,000万円以上
水素充填設備 : 1億5,000万円以上



特例措置の適用期限を2年間延長

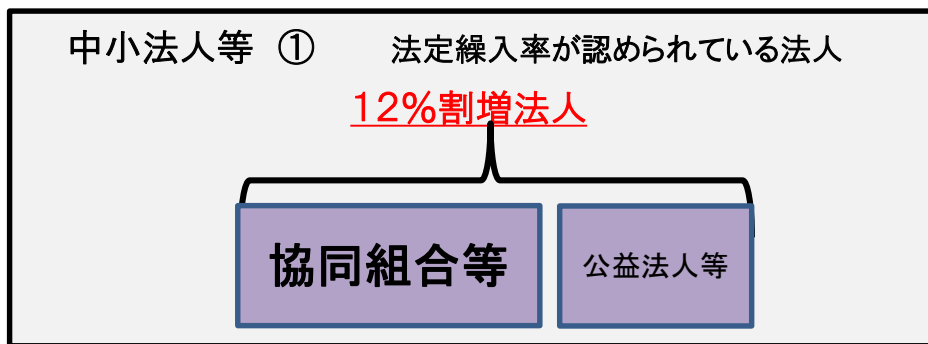
中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（法人税・法人住民税・事業税）

- 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等については、さらに法定繰入率の12%増しとすることが認められている。
- 中小企業の経営基盤の強化を図るため、①中小企業の貸倒引当金の繰入れに係る事務負担の軽減を図るとともに、②組合における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援する。
- 本特例措置により、倒産等の損失にかかる中小企業の連鎖倒産等を防止する効果をもたらし、組合及び組合員の事業基盤の安定化、財務健全性の確保を図るものである。

現行制度

【創設年度】S25年(措置期間:60年)、法定繰入分:【適用期限】恒久措置、
12%増し分:【適用期限】平成28年度末まで

(参考1) 貸倒引当金制度の適用法人の範囲



② 銀行、保険会社等

③ 金融に関する取引に係る金融債権を有する一定の法人

※ 平成23年12月改正により貸倒引当金制度の適用法人が限定された。

(参考2) 法定繰入率

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

要望の概要

中小企業等の貸倒引当金の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

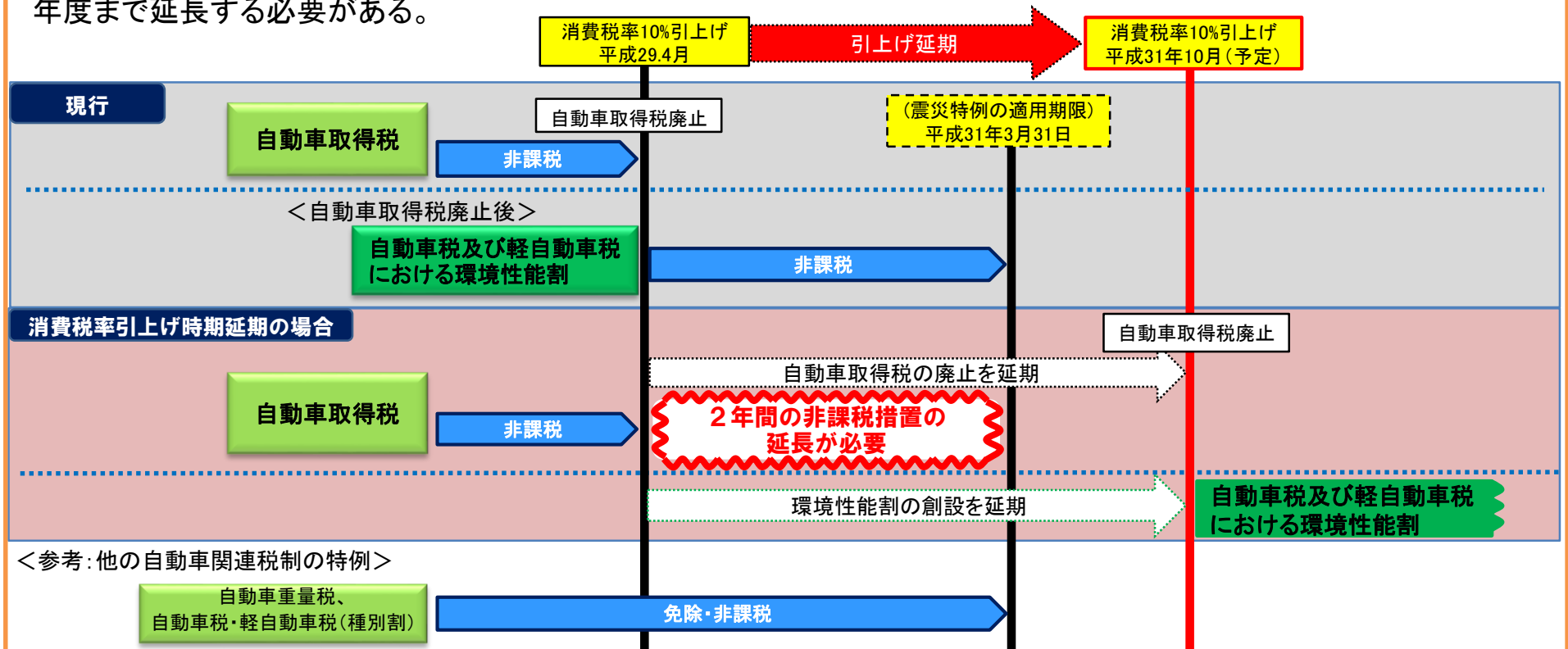
被災自動車の代替取得に係る非課税措置の延長（自動車取得税）

現行制度

○ 東日本大震災により滅失等した被災自動車の所有者が代替自動車を平成29年3月31日までに取得した場合、当該自動車に係る自動車取得税が非課税とされている。（自動車取得税廃止後は、新たに創設される自動車税及び軽自動車税における環境性能割が平成31年3月31日まで非課税）

現状と課題

○ 消費税率引上げ時期の変更に伴い、自動車取得税が平成29年度以降も存続する場合、同税の非課税措置を平成30年度まで延長する必要がある。



改正内容

自動車取得税の非課税措置の適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長し、平成31年3月31日までとする。